

令和5年度版

山形県子ども・若者白書

山形県

第1部 子ども・若者の現状

第1章 子ども・若者の人口

1 子ども・若者の人口推移	1
2 地域別の子ども・若者人口	3
3 若者の県外流出の状況	4

第2章 子ども・若者の生活習慣と意識・行動

1 基本的な生活習慣の状況	5
(1) 朝食を毎日食べている児童生徒の割合	5
(2) 児童生徒の就寝時間の状況	5
2 子どもの意識	6
3 子ども・若者の活動状況	6
(1) 児童生徒によるボランティア活動の状況	6
(2) YYボランティア活動の状況	7
(3) 主な少年団体とその加入状況	7
(4) 青年の団体・グループとその加入状況	8
(5) 地域おこし協力隊の活動状況	9

第3章 子ども・若者をめぐる社会環境の変化

1 情報化社会の進展状況	10
2 子ども・若者を巻き込む有害環境等	10
(1) SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）	10
(2) SNSに起因する福祉犯被害児童数	11
(3) 小・中・高校生を対象とした犯罪・声かけ等事案	11
(4) 薬物犯罪の状況	12

第4章 若者(15～34歳)の労働

1 若者の就労状況	14
(1) 産業別就労人口	14
(2) 若者の就業状態	15
(3) 雇用者(役員を除く)の雇用形態	16
(4) 若年男女別の現金給与額の状況	17
(5) 若者の失業率の推移	17
2 新規学卒者の状況	18
(1) 高等学校卒業後の状況	18
(2) 新規学校卒業者の職業紹介状況	19
(3) 新規高等学校卒業者の産業別・規模別新規求人受理状況	20
(4) 在職期間別離職状況(高等学校卒業者)	21

第5章 困難を有する子ども・若者

1 若年無業者(ニート)の状況	22
(1) 若年無業者の割合	22
(2) 新卒無業者の状況	22
2 ひきこもり等の状況	23
(1) 困難を有する若者に関するアンケート調査	23
(2) ひきこもりに関する推計(内閣府推計値)	24
(3) ひきこもり等の相談件数	25
3 不登校の状況	26
(1) 学校数及び児童・生徒数	26
(2) 小・中学校における長期欠席の児童・生徒数	26
(3) 高等学校における長期欠席の生徒数	27
(4) 不登校の要因	28
4 高等学校における中途退学の状況	29
(1) 中途退学者数と割合の推移	29
(2) 中途退学の理由	29
5 障がいのある子ども・若者の状況	30
(1) 身体障がい児・知的障がい児の数	30
(2) 県発達障がい者支援センターにおける相談件数	30
(3) 特別支援学校在籍者数(国立を含む)	31
(4) 特別支援学級在籍者数	31
6 少年非行の状況	32
(1) 非行少年等の概況	33
(2) 犯罪少年(刑法)	33
(3) 犯罪少年(特別法)	34
(4) 触法少年(刑法)	35
(5) ぐ犯少年	36
(6) 不良行為少年	36
7 いじめの状況	38
8 暴力行為の発生状況	39
9 子どもの貧困の状況	39
(1) 子どもの貧困率(全国)	39
(2) 生活保護の状況	40
(3) 就学援助をうけている児童生徒数	40
(4) 子ども食堂(地域食堂)の実施箇所数	41
10 子どもの虐待の状況	41
(1) 児童虐待の状況	41
(2) 児童虐待の内容	42
11 自殺の状況	43
(1) 自殺者数の推移	43
(2) 男女別の自殺の状況	43

第2部 子ども・若者育成支援施策の実施状況

第1章 令和5年度における主な取組み

1 子ども・若者の育成と自立に向けた支援	44
(1) 子ども知事室	44
(2) 青少年健全育成県民運動の展開	44
(3) インターネット環境に関する取組み	46
(4) 有害環境浄化の取組み	47
(5) 立入調査状況	49
(6) 危険薬物規制の取組み	49
2 若者が活躍できる環境づくりの推進	50
(1) 審議会における若者委員登用の推進	50
(2) 輝く県民活躍大賞	51
(3) 若者支援コンシェルジュ事業	52
(4) やまがた若者情報発信事業	53
(5) やまがた若者元気発信事業	53
(6) 若者のオンライン対話事業	54
(7) やまがた魅力発信アンバサダー事業	54
3 困難を有する子ども・若者や家族への支援	55
(1) 若者相談支援拠点の設置・運営	55
(2) 子ども・若者支援のネットワークの形成	55

第2章 山形県子ども・若者ビジョンにおける施策体系

1 「山形県子ども・若者ビジョン」における施策体系	57
2 子ども・若者育成支援関係施策に係る実施状況及び概要	60

参考資料

1 こども基本法	75
2 子ども・若者育成支援推進法	79
3 山形県青少年健全育成条例	85
4 山形県青少年健全育成審議会運営細則	99
5 山形県子ども・若者育成本部設置要綱	100
6 山形県子ども・若者支援協議会設置要綱	102
7 山形県青少年専門員設置要綱	105
8 いじめ防止対策推進法	106
9 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例	116
10 山形県いじめ防止基本方針	119
11 令和5年度青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項	122
12 山形県青少年育成県民会議の取組み	124
13 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動について	125
14 令和5年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開について	132
15 令和5年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動啓発ポスター	140
16 令和6年度市町村青少年行政担当課名簿	141
17 令和6年度子ども・若者にかかる窓口一覧	142
18 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分	143
19 毎月第3日曜日は「家庭の日」	144

本書の位置付け

本書は、山形県青少年健全育成条例第6条の9に基づき、本県の青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況を取りまとめ、県民の皆様幅広く紹介するために作成するものです。

また、掲載内容は、令和2年3月に策定した「山形県子ども・若者ビジョン」を考慮しています。

用語説明

本書は、0歳から40歳未満までの者を対象とします。

○「子ども・若者」の呼称について

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

- ・ 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。
- ・ 学童期は、小学生の者。
- ・ 思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。
- ・ 思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。
- ・ 青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。
- ・ ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。

